二	三
（一）　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項又は第二項の規定による負担金 （二）　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第二項の規定による負担金 （三）　道路法第五十条第一項の規定による負担金（一の項（五）に掲げるものを除く。） （四）　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項の規定による負担金 （五）　河川法第六十条第一項の規定による負担金（一の項（八）に掲げるものを除く。） （六）　福島復興再生特別措置法第九条第四項（同法第十七条の八第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項（同法第十七条の十第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第四項（同法第十七条の十一第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条第四項（同法第十七条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による負担金	（一）　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十一条の規定による負担金 （二）　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条の規定による補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。） （三）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四条第一項の規定による負担金 （四）　森林法第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金 （五）　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条又は第三条の規定による負担金 （六）　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による負担金 （七）　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものを除く。） （八）　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十九条の規定による負担金 （九）　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第七条第三号、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金 （十）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十二条の規定による補助金 （十一）　震災特別法第七条の規定による補助金 （十二）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第六条の規定による補助金

二	三
（一）　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項又は第二項の規定による負担金 （二）　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第二項の規定による負担金 （三）　道路法第五十条第一項の規定による負担金（一の項（五）に掲げるものを除く。） （四）　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項の規定による負担金 （五）　河川法第六十条第一項の規定による負担金（一の項（八）に掲げるものを除く。） （六）　福島復興再生特別措置法第九条第四項（同法第十七条の八第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項（同法第十七条の十第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第四項（同法第十七条の十一第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条第四項（同法第十七条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による負担金	（一）　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十一条の規定による負担金 （二）　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条の規定による補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。） （三）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四条第一項の規定による負担金 （四）　森林法第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金 （五）　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条又は第三条の規定による負担金 （六）　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による負担金 （七）　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものを除く。） （八）　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十九条の規定による負担金 （九）　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第七条第三号、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金 （十）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十二条の規定による補助金 （十一）　震災特別法第七条の規定による補助金 （十二）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第六条の規定による補助金